

平成22年度「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
56	第3 監査の結果及び意見 Ⅲ. 固定資産税(償却資産)の賦課について ■償却資産について、実際に現場を確認すべきである 地方税法408 条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。 市では、毎年度、特定の業種（平成21年度：生命保険会社、平成20年度：銀行、平成19年度：病院）を対象に実地調査をしているとのことであった。しかし、課税時の償却資産のリストと調査時に事業所から入手する固定資産台帳及び減価償却明細書(償却資産以外を含む)との突合・調査する、書面による調査のことを「実地調査」と称していた。そのため償却資産の課税対象外か課税対象内かのチェックにとどまっており、資産の増減があるか否かは把握できていない。 その結果、申告がない事業者に対しては、推計課税をしている。推計課税とは過去に申告があった資産から課税年度までに資産の増減がなかったものとみなして課税する方法である。したがって、資産の増減があった場合には、固定資産税(償却資産)が不適切に計算されることになるため、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査を行い、現場で償却資産の課税漏れがないかを確認するべきである。	資産税課	措置済	平成27年度から順次、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。 今後も定期的かつ計画的に現場確認を行うこととします。	平成28年3月31日現在

平成22年度「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
62	第3 監査の結果及び意見 IV. 市税の徴収について ■延滞金の調定を行うべきである 平成17年度から平成21年度までの延滞金収納額（県民税を含む。）の推移は次のとおりである。 【平成17年度28,206、平成18年度 75,633、平成19年度67,473、平成20年度 151,840、平成21年度209,812（単位：千円）】 滞納整理課ができた平成20年度からは延滞金の徴収にも注力しているため同年から収納額は大幅に増加しているが、平成22年8月31日時点における延滞金は、3税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納繰越分に係るものだけで約11億6,000万円存在する。また、滞納税等はシステム管理されているため個々の本税に対する延滞金は随時把握可能であるが、延滞金の総額をシステム上で把握することができない（上記11億6,000万円は外部監査人から依頼して組成したプログラムによって算出した金額である）。 本税を完納するまで最終的な金額は確定しないものの、延滞金も滞納者から徴収すべき債権であることに疑いはない（地方税法第326条）。また、延滞金を一旦調定すれば、徴収しない、あるいは徴収できないことを決めた場合には不納欠損処分の手続きが必要となる。その結果、滞納整理課が設置される以前には行われていたという安易な延滞金の徴収放棄が再び行われることのないよう歯止めをかけることができる。したがって、少なくとも年度末時点で延滞金の調定を行うべきであると考ええる。 理論上は以上のとおりであるが、実務上、一旦調定すると実際に延滞金の収納がなされる都度、調定額変更の決裁が必要であるため、事務があまりにも煩雑になることが考えられる。そのため別法として、本来調定すべき多額な決算日現在の延滞金総額や当該年度中の延滞金徴収放棄総額を決算書類に明示することも考えられる。 なお、後述のとおり、現行のホストコンピュータシステムと収納支援システムでは一時点での延滞金総額を算定することは不可能であるため、システムの再構築や新システムの導入等によって対応を行う必要がある。	納税課 滞納整理課	措置しない （見解の相違）	初めに、延滞金の調定を行うべきであるとされた理由として、監査報告事項では、延滞金の調定を行うことで、延滞金も徴収するべき債権であることを明確にし、安易な延滞金の徴収放棄がなされないように歯止めをかけることができるとしています。地方税法では同法で規定された場合を除き、延滞金の減免はできないことになっており、平成25年度に作成した徴収マニュアルの中にも明記しています。納税課・滞納整理課では、この徴収マニュアルに則り徴収業務に従事し、安易な徴収放棄をすることなく適切に延滞金の徴収を行っています。 次に、延滞金はシステムで管理していますが、システムで延滞金の操作を行える権限は管理職に限定しており、一般職員がシステム操作によって不正や徴収放棄を行えないように管理しています。さらに、毎月アクセスログの確認を行い、課内会議で不正が行われていないかを確認することで、市税はもちろん延滞金の徴収も厳格に行うチェック体制を構築しています。 また、地方自治法第231条および地方自治法施行令第154条第2項により、地方税の延滞金は、その性質上納入の通知を必要としない歳入であることから、法律上特別な徴収方法が取られる例外として収納後の調定が認められています。 加えて、中核市の公表されている決算書等を調査しましたが、監査報告事項で提示された、決算日現在の延滞金総額等を決算書類に明示するという方法をとっている市はありませんでした。 今後、法令や他市の状況については注視してまいります。徴収マニュアルおよびシステムにより、滞納市税のみならず、延滞金についても適切に徴収が行われていることから、現時点においては、監査報告事項である“延滞金の調定”については措置しないものとしました。	平成29年9月30日現在
75	第3 監査の結果及び意見 IV. 市税の徴収について (10) 個別案件の検討結果 ■システム管理に係る手続きを明確化すべきである ホストコンピュータシステムは情報政策課、収納支援システムは滞納整理課で管理している。情報政策課ではシステム改修に係る、プログラムやシステムの仕様書が未作成のものがあり、その結果、導入からの改修履歴が網羅的に把握されておらず、現在のシステム構成を容易に把握することが難しい状況となっているシステムが一部ある。このように分かりづらくなったものについては、システムの内部構造を再構築するか新しいシステムに移行して適切な運用を行う必要がある。	情報政策課	措置済	平成25年度から、奈良市情報システム最適化計画に基づきパッケージシステムの導入を進め、平成27年1月に新総合税システムが本稼動しました。旧来のホストコンピュータでは、長年の改修等の積み重ねにより、システム構成が複雑化し、システム全体を把握することが難しくなっていました。新システムに移行したことにより、適切な運用を行っております。	平成27年3月31日現在